

健康保険証廃止後（令和6年12月2日以降）は

マイナ保険証か資格確認書

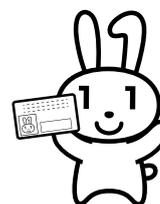
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

いままで使用していたような健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書が交付されます。また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。（その際は、**委任状が必要**です。）



まずはマイナンバーカードを持っているかご確認ください！



マイナ保険証を使うメリット

■ より良い医療を受けることができます。

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、体の状態やほかの病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

■ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

■ 急病のときに役立ちます

マイナ保険証を持っていると、救急隊が通院やお薬の記録を確認でき、適切な応急処置や医療機関への搬送につながります。